

川崎市わーくす大師の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 電機神奈川福祉センター(横浜市磯子区新杉田8番7号)
(2) 指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	①授産事業 ②福祉事業 ・障害者自立支援法に規定する就労移行支援業務 ・障害者自立支援法に規定する就労継続支援業務 ③施設運營業務

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択 (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 ① 法制度上の必要性 ② サービスの制度趣旨や社会状況 ③ サービスの質を担保する仕組みの存在 (2) 効率的な運営手法の検討 ① 市民満足度の高いサービス提供 ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保 ③ 効率的、効果的な運用の確保	1 (1) ① 公がサービス主体となることを定めている法令はなく、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理制度の活用も可能である。 ② 一般企業への雇用又は在宅就労などが見込まれる方であって、就労を希望する方に対し、生産活動などを通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行っている。また、雇用が困難な方に対して、就労の機会を提供し、生産活動などを通じ、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行っている。 ③ 健康福祉局障害者就労支援施設管理運営調整委員会設置要綱に基づき、指定管理者の選定及び指定管理者に行かせた管理運營業務について評価等を実施している。また、基本協定書において、市は指定管理者に管理状況の確認のため、業務内容について報告させ、条件を満たしていない場合は改善を勧告すると定めているとともに、指定管理者が条例等に違反したとき、業務を履行しない等のときは、指定の取消又は期間を定めて管理運營業務の全部又は一部の停止を命ずることができると定めている。また、指定管理者は、利用者意見や地域の要望等を把握する体制を整備するとともに、定期的に第三者評価を受審するなど支援水準の向上に努めている。 (2) ① 施設利用のニーズは非常に高く、市内養護学校からの受け入れも行っている中で、定員を超えた受け入れを行っている。また、新規就労者を毎年輩出している実績があり、働きたい障害者の受け入れ口となっている。 ② 施設管理の継続性、安定性については、法人のノウハウや経営努力等によって、高いレベルで保たれており、公平性についても、市の健康福祉局障害者就労支援施設管理運営調整委員会設置要綱に基づいた評価などによって確保されている。 ③ 自由な発想、サービスの創意工夫によって効率的、効果的な運用が行われており、企業を退職した職員を非常勤として雇用し、企業により近い作業環境での訓練を実施することによって、人件費の削減、作業生産性の向上に繋げている。
2 サービス向上等 (1) 安定性 (2) 公平性 (3) 専門性 (4) 創意工夫	2 (1) 定員を超えた利用者数で、利用率も高く、安定したサービスの提供がされている。(平成21年度実績) 《就労移行》月平均登録者数 38.75人(新規入所23人、退所16人) 《就労継続B》月平均登録者数 26.58人(新規入所6人、退所4人) (2) 個々のニーズに対応した公平なサービス提供が行われており、苦情、要望があったときは、些細な相談についても記録し、職員間で議論する体制をとっている。また、苦情解決委員会への第三者委員委託や法人での第三者委員でも苦情対応している。 (3) 指定管理者が有する専門性やネットワークを活用し、従来のサービス以外にも新たな企画を実施することが可能となり、より専門性の高いサービスが提供されている。 (4) 多くの障害者が企業等で働けるように、就労に向けての動機付けや準備訓練を工夫することによって、高い就労者数や利用率を保っている。
3 コスト検証 算定方法	3 指定管理者制度導入時は指定管理料収入で運営していたが、現在は利用料金制によって運営している。
4 施設の安全性 大規模修繕の必要性	4 昭和60年に開設した施設で、築25年が経過している。今後も部分的な修繕が見込まれるため、修繕計画を立てて検討していく必要がある。

5 総 括
成 果

5 毎年、市内養護学校卒業生の受け入れや就職を目指す地域の障害者の受け入れ先として機能している。また、作業工賃についても、全国平均を上回る高い工賃が支払われており、指定管理者の創意工夫によって、更なるサービスの向上が期待されるため、指定管理者制度の活用による運営をしていくことが望ましいと考える。